



鳥取県公報

平成 26 年 10 月 3 日 (金)
第 8 6 3 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗の新設の届出 (715) (経済産業総室) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (716) (農地・水保全課) 3
	県道の区域の変更 (717) (道路企画課) 3
	県道の供用の開始 (718) (〃) 3
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (26) (文化財課) 4
	鳥取県指定有形民俗文化財の指定の一部改正 (27) (〃) 5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) 6

告 示

鳥取県告示第715号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス千代水店
鳥取市千代水四丁目73外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - （1）大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
 - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年5月26日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,014平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 82台
 - （2）駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 23台
 - （3）荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 65平方メートル
 - （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 11.73立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - （3）駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 3か所
イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

7 届出年月日

平成26年 9 月25日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成26年10月 3 日から 4 月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、佐治村土地改良区の定款の変更を平成26年9月26日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年10月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年10月 3 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年10月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
網代港岩美停車場線	変更前	岩美郡岩美町大字浦富字外池田1111-33地先から 同字1111-50地先まで	7.7~12.0	72.0
	変更後	岩美郡岩美町大字浦富字外池田1111-33地先から 同字1111-50地先まで	6.9~21.3	86.0
		岩美郡岩美町大字浦富字外池田1111-34地先から 同字1111-47地先まで	7.8~10.3	42.0

鳥取県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年10月3日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
網代港岩美停車場線	岩美郡岩美町大字浦富字外池田1111-33地先から同字1111-50地先まで	平成26年10月3日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第26号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年10月3日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

古文書の部

名称	員数	所在地
新興寺文書	5点	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館
伯耆国八橋郡上伊勢村方見神社神職池本家資料	8点	

考古資料の部

名称	員数	所在地
古郡家1号墳出土遺物一括		鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館
一 八ツ手葉形銅製品	1面	
二 玉類		
翡翠勾玉	1箇	
碧玉製管玉	1箇	
緑色凝灰岩製管玉	18箇	
三 土師器		
甕	1箇	
高杯	1箇	
四 重圈文鏡	1面	

五 長方板革綴短甲	1 領	
六 鉄剣	5 本	
七 鉄鏃		
圭頭式	4 本	
逆刺柳葉式	2 本	
鑿頭式	18 本	
八 鉄製工具		
刀子	3 本	
ヤリガンナ	3 本	
鑿	1 本	
九 竪櫛	4 箇	
十 土師器壺	1 箇	
十一 朱付き板石	1 枚	
十二 埴輪	一括	
円筒埴輪		
家形埴輪		

鳥取県教育委員会告示第27号

昭和34年鳥取県教育委員会告示第22号（鳥取県保護文化財、天然記念物及び無形文化財の指定又は選定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成26年10月3日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県指定有形民俗文化財	変更事項	変更前	変更後
馬場八幡人形芝居道具	寸法、重量、材質、 その他の特徴	人形頭 男 21点 女 9点 衣装 106点 幕その他 12点	人形頭 31点 胴体・手足 57点 衣装 165点 小道具 95点 大道具 13点 その他 一括 附 7点

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及

び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年10月3日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成26年11月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 - この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県原子力防災ネットワークシステムに係る機器 一式
- (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成27年3月26日から平成32年2月25日まで

(4) 納入期限

平成27年3月20日

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が次のア及びイの両方に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年10月14日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

ア 情報処理サービスのシステム等管理運営

イ 事務用機器の電気通信機器類

(3) 平成26年10月3日から同年11月19日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成26年10月3日から同年11月19日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した物品を所有し（平成26年11月19日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局原子力安全対策課

電話 0857-26-7974

(3) 競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年10月3日（金）から同月24日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年10月3日（金）から同月23日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月24日（金）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年11月12日（水）午前11時から同月19日（水）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで（同月19日にあつては正午まで）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成26年11月19日（水）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した入札価格を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成26年10月24日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則

(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Atomic energy disaster prevention network system, 1 set

(2) October 24, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) November 19, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders

(November 18, 2014 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashimachi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7974